



# 議会報

# ならは



自民党東日本大震災復興加速化本部



文部科学省



経済産業省



環境省



復興庁



東京電力(株)

国及び東京電力(株)に対し要望活動を実施しました。【1/15・16】

## ■ 平成26年12月定例会 12/10(水)～12(金)

- ▶ 平成26年12月定例会…………… 1～2ページ
- ▶ 陳情事件について…………… 3ページ
- ▶ 町政諸般報告…………… 4ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】…………… 5～10ページ
- ▶ 臨時議会…………… 11ページ
- ▶ 要望活動…………… 12～14ページ
- ▶ 全員協議会…………… 15～16ページ
- ▶ 委員会のうごき…………… 17～18ページ

平成27年  
**第167号**  
 2月1日  
 発行

# 平成26年12月

## 檜葉町自家用飲料水安全確保対策基金条例

会期は平成26年12月10日から12日の3日間で行われ、提出された承認1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算4件、工事請負契約締結5件、工事請負契約変更1件、土地取得1件、規約変更1件、発委1件の計22件の案件について、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。



### 工事請負契約

#### 契約の締結

- 下井出地区災害復旧工事（田・畑・水路）【全員賛成：可決】
- ◆契約相手 (株)彩輝
  - ◆契約金額 9,612万円
- 
- 町道権現下・浜街道線道路改良工事【全員賛成：可決】
- ◆契約相手 (株)五大
  - ◆契約金額 7,560万円
- 
- 普通河川才連川1 河川災害復旧工事【全員賛成：可決】
- ◆契約相手 草野建設(株)
  - ◆契約金額 4,968万円
- 
- 北地区管渠災害復旧工事その6【全員賛成：可決】
- ◆契約相手 加藤建設(株)
  - ◆契約金額 9,720万円

#### 契約の変更

- 檜葉中学校改築工事契約の変更【全員賛成：可決】
- ◀変更理由▶
- 空調設備設置及び労務単価上昇等による変更。

### 条例の制定・改正

#### 檜葉町自家用飲料水安全確保対策基金条例の制定

従前（平成23年3月11日時点）、沢水・湧水・井戸水を利用し、帰還後も利用する世帯に対し、飲料水の安全確保措置に必要な財源確保のための基金設置条例を制定。【全員賛成：可決】

#### 檜葉町職員の給与に関する条例の改正

福島県人事委員会勧告に伴い、給料月額・勤勉手当について改正。【全員賛成：可決】

#### 檜葉町税特別措置条例の改正

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正。【全員賛成：可決】

### 規約変更

#### 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更

「双葉郡立診療所の設置及び管理に関すること」について、双葉地方広域市町村圏組合の共同事務に追加するため変更。【全員賛成：可決】

### 発委

#### 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続の意見書について

陳情事件が採択されたことに伴う意見書の提出。【全員賛成：可決】

※内容については、3ページをご覧ください。



# 檜葉町議会定例会

## 制定を含む22の案件が議決されました。

### 平成26年度補正予算

#### 【一般会計予算（第6号）】

歳入歳出予算に10億7,700万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ139億30万円とする。【全員賛成：可決】

#### 【国民健康保険特別会計（第2号）】

歳入歳出予算に6,566万5千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ19億1,966万5千円とする。【全員賛成：可決】

#### 【下水道事業特別会計（第4号）】

歳入歳出予算に17万8千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ8億2,717万8千円とする。【全員賛成：可決】

#### 【介護保険特別会計補正予算（第2号）】

歳入歳出予算に73万5千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ9億4,545万3千円とする。【全員賛成：可決】

### 承認

#### 専決処分の承認

【平成26年度一般会計補正予算（第5号）】

歳入歳出予算に821万9千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ128億2,330万円とする。

【全員賛成：承認】

- ・衆議院議員選挙に伴う補正

### 土地の取得

#### 防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業用地

◆所 在 檜葉町大字下小埜字府ノ内8番1ほか5筆

◆面 積 6,499㎡（地目：田）

◆予定価格 2,560万6,060円

【賛成多数<賛成10/反対1>：可決】

## 檜葉町産米を試食

12月定例会最終日、定例会に出席した、町長並びに議員及び町の各管理職などに今回檜葉町内の実証栽培で収穫された檜葉町産の米を使用した昼食がふるまわれ、炊き立ての新米をおいしくいただきました。



お弁当に炊き立てのご飯が盛り付けられました。



# 陳情事件について

## 《件名》

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続の意見書の提出を求める陳情書

## 《陳情の趣旨》

福島県の教育は、東日本大震災及び原発災害以降、以前とは違った様々な教育課題を抱えています。

教育環境が十分に整っていない中で教育活動や県内外に避難し、経済的な支援を必要とする方々、未だに仮設住宅等に暮らしスクールバスや保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいます。この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」によって、被災した子どもたちには、学校で学ぶた

めの諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）の補助が行われてきました。

県内外の被災地では、この特例交付金による就学支援が極めて重要であり、平成27年度以降も継続した就学支援が必要です。

つきましては、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続と必要な財政措置を、関係諸機関に求めることを陳情いたします。

## 《陳情者》

福島県教職員組合中央執行委員長 角田 政志  
福島県教職員組合双葉支部支部長 山田 実

## 《付託委員会（経済福祉常任委員会）による審査意見》

現在も多くの児童生徒が県内外に避難し、厳しい環境のなか就学し、経済的支援を必要としている方々

が多くいる状況を鑑み、本交付金制度の継続の必要性があると判断し、委員会においては採択とした。

## 《意見書の提出》

◆提出先 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

◆提出日 平成26年12月25日

## 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続の意見書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えています。

福島県の大葉地区では、未だに再開できない小中学校が6校あります。また、臨時的に再開している学校の多くでは、実験・実習設備がなかったり、運動施設がなかったりと、教育設備および教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われています。

現在も多くの子どもたちが今も県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいます。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいます。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3ヶ年分の経費が措置されています。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われてきました。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきました。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援は極めて重要であり、平成27年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

福島県楡葉町議会

# = 町政諸般報告 =

12月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

## 報告 1

### 【樫葉南工業団地に住友金属鉱山㈱が新設】

平成27年12月の稼働を目指し、計画が進められており、地元採用を20名程度見込んでいるとのことでした。

## 報告 2

### 【『まちめぐりバスツアー』を開催】

平成26年11月8日と14日に町民の皆さまに木戸ダムや浄水場など樫葉町内の各施設を視察いただき、町の復旧復興の状況を確認いただくため『まちめぐりバスツアー』を実施しました。2日間あわせて、約70名の方々にご参加いただきました。



## 報告 3



### 【『ふくしま駅伝』について】

11月16日に白河市～福島市の全95.1 km・16区間をコースに『ふくしま駅伝』が開催され、昨年に引き続き樫葉町チームも参加しました。成績は総合で48位、町の部で27位という結果でした。

## 報告 4

### 【水稲放射性物質移行確認実証栽培】

今年は町内27カ所の圃場で実施し、合計で895袋を収穫しました。測定の結果、25Bq未満877袋、25～50Bq未満が16袋、51～75Bq未満が2袋（くず米）という結果で食品基準の1 kgあたり100Bqを大きく下回る結果でした。

## 報告 5

### 【『第14回町民号』開催】

避難により離ればなれとなっている町民の皆さまの繋がりを深めるため、11年ぶりとなる『第14回町民号』を実施しました。平成15年以来となる町民号には、総勢202名の方々に参加され、11月18日～20日の2泊3日の日程で三重県伊勢志摩地方や静岡・山梨などを巡りました。







### ◆賠償と帰町の判断について

榎葉町においては「帰町は早ければ27年の春以降になる」と発表したが、このことについて次のことについて伺いたい。

**問** 仮置場の使用期間の延長は20km圏外の廃棄物が中間貯蔵施設へ搬入後に榎葉町からの搬出が行われるということか。

**答** (町長) 中間貯蔵施設への搬入が直ちに開始できる状況ではないことや搬出や搬出後の原形復旧にも時間を要することから、国において仮置き場の借用期限の延長を地権者の方々にお願いしている。

**問** 県外の自治体は、こぞって汚染物質を福島に運べとの声が聞かれるが、このことを町はどのように考えているか。

**答** (町長) その様な考えの自治体があることは認識しているが、指定廃棄物は排出された自治体内で国が処理するとされており、今後も堅持されるものと考えている。先の答のとおり仮置場の使用期間延長とは関係がないものである。

**問** 政府・東電の廃炉作業計画の

見直し(第一原発1号機燃料取出しを31年度とし2年遅らせたこと。デブリ取出しを37年度とし5年遅らせたこと。第二原発の仮設の津波対策など)が帰町意欲に影響を与えていると思うが。

**答** (町長) 廃炉作業計画の見直しに関し、国と東京電力からは事故から30年から40年とされる廃炉完了までの期間に影響はないとの報告を受けている。

第二原発の津波対策に関し新規規制基準に基づき検討していくという報告を受けている。

**問** 1号機の覆いの取り払いの引き伸ばし・ガレキ撤去による放射能飛散対策及びガレキ撤去の終了時期は。

**答** (町長) 平成27年3月よりパネルの撤去、防風シートの設置、瓦れきの解体作業への移行をしていくとのこと。

**問** 木戸川ダム湖底の汚泥撤去はどのようになっているか。

**答** (町長) 木戸ダム湖底の汚泥除去をしなければ飲料水への不安の解消にはつながらないことから、一貫して木戸ダム湖底の汚泥除去を国へ要望してきたが、明確な方向性は示されていない。引き続き国へ強く申し入れをしてまいりたい。

**問** 全壊し放置されている家屋の撤去作業、学校・復興住宅建設、診療所の建設再開、雇用のための進出会社の操業開始などが平成28年3月までに計画されているが、平成28年4月以降には帰町を行うということか。準備期間はどのようにするのか。

**答** (町長) 早期帰還を望んでい

る町民が必要な準備を進め、帰町後の生活再開がスムーズに行われるよう、国と協議をしている。避難指示解除前に一定の準備期間を確保してまいりたい。

帰町時期等は現時点で白紙だが、今後町民や議会から意見を十分に伺いながら、国との協議を通じて適正な時期が判断されるものと考えている。

**問** 帰町とともに広域事業(上水・下水・消防)を再開することになるが、計画はうまく機能できるか、採算は維持できるのか。

**答** (町長) 双葉地方水道企業団や双葉地方広域市町村圏組合と取り組みを進めている。消防事業は、震災直後から富岡消防署榎葉分署が再開し、火災予防対策を行うとともに、特例宿泊の都度支援活動を行っている。

町消防団については、今後の団員の維持確保は大変に難しい。消防団と協力し充実強化への取り組みを進めてまいりたい。

**問** 町民の賠償の現状はどのように把握しているか。

**答** (町長) 町民が請求可能な損害賠償は、大きく精神的損害や就労不能損害等から成る本賠償と土地・建物・家財から成る財物賠償、住居確保損害の3つに分かれる。

昨年度末より東京電力と未請求者解消に向けた取り組みのための個人情報提供業務に関する協定を締結し、本賠償及び財物賠償の未請求者を解消するよう努めてきた。

町としては、引き続き全ての請求権者が賠償を請求できるよう努めてまいりたい。



## ◆指定廃棄物の搬入について

**問** 国は指定廃棄物を㈱フクシマエコテックで処理しようとしたのは何時か。

**答** (町長) 指定廃棄物の今後の処理の方針ということで平成24年3月30日に決定された。

**問** 8千Bqを超え10万Bq以下の放射性廃棄物は既存の管理型処分場で処分できると決めたがこの数字は非常に高い放射能レベルであり、年間に直すと219mSvとなる。それを遮蔽したから安全と説明されても搬入路周辺の住民から不安の声が相次いで上がっており、帰還意識の低下につながると思うが。

**答** (放射線対策課長) 説明会のなかでも不安の声が聞かれた。国に丁寧な説明をするよう求めている。

**問** 栃木県の最終処分場では地面を浅く掘ったところにコンクリートの囲いを造り、ドラム缶に入れ保管するような説明をしているが。

**答** (放射線対策課長) 確かにコンクリート構造の建屋内で保管す

るといふパンフレットもある。

**問** 平成12年10月4日付けで町と㈱フクシマエコテックとの間で安全協定が締結され、立会人として上繁岡・繁岡両行政区長が署名しているが、搬入物として認められているものは、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など10数品目である。指定廃棄物を処分しようとするのは明らかに協定違反であり、両行政区長から反対の申し入れが3回にわたって提出されているが、町はどのように対応しているのか。

**答** (放射線対策課長) 地元も含め速やかに情報を提示しながら説明会を開催するよう国に申し入れた。

**問** 国は平成26年6月に富岡町の住民説明会を開催したが、各会場で住民から埋立処分計画案に反対する声相次いだことに対し、町・議会・町民の理解を得ないで計画を進めることは無いと国は明言したというような内容の記事が富岡町議会だよりに掲載されたがこの点について把握しているか。

**答** (放射線対策課長) 把握していないが、楢葉町としても同じような姿勢で住民の方々並びに議会にご理解いただくというのが前提だと考えている。

**問** 上繁岡・繁岡両地区の説明会が平成26年4月19日に開かれ住民からは強い反対の声が相次いで上がったが、地元の声を尊重するならば町としても国に対し明確に反対の意思を伝えるべきではないか。

**答** (放射線対策課長) 町としては現段階ではゼロベースと考えており引き続き国から丁寧な説明を受けて、その上で様々な方向性を検討していきたい。

## ◆第一原子力発電所の現状について

**問** 国と東京電力は今後30~40年とも言われる廃炉作業のなかで燃料の取出しに向けて準備や汚染水対策等を講じているが高線量のため思うように進んでいないのが実態と思われる。

1号機建屋カバーの解体の遅れによって燃料プールからの使用済み燃料の取出しが2年遅れ、溶融燃料(デブリ)の取出しから5年遅れの平成37年からとの説明だが、先行きが不透明である。

2号機は建屋内や設備の放射線量が毎時数十mSv以上といわれ年間8万7,600mSvを超え、除染を行っても作業が出来る範囲まで下がらないため、先ず建屋上部を解体するという話も出ている。

更に、汚染水対策では現在ある約35万tの汚染水を今年度内に処理する予定となっているが、多核種除去設備(アルプス)の本格的運転には至っていない。このような現状を見た時、まだまだ安定した状況にはなっていないと思うが、町長はどのように認識しているか。

**答** (町長) 同様の方向性で感じているが、町としてもしっかり注視しながら、迅速かつ正確にわかり易く町民に伝えていくよう進めていきたい。



## ◆帰町に関する体制整備はどうか

**問** 生活用水に関する件について、町民の方々に安心感を届けるための方策はその後どのようなになっているか。

**答** (町長) 現在、双葉地方水道企業団が行っている取水、配水の状況や放射性物質のモニタリング状況から生活用水となる水道水の安全は確保されている。

さらには、高頻度モニタリングシステムの導入も予定されており、水道水のさらなる安全確保が大きく前進すると考えている。

**問** 木戸川の水については、安全は完全に確保できていると言われているが、どうしても安心感を得ることは出来ないということが、町民の方々から出てきているのが現実であり、やはり木戸川の除染を含めた木戸ダムの除染は必要だろうと思われるが。

**答** (町長) この水の件に関しては、安全が確保されているというふうに認識しているが、前々から木戸ダムの湖底の除染、除

去について復興省、環境省等々に要望しているが、この件について最初は出来ないというような旨の回答だったが、最近は検討させて頂くというように変わってきている。

この件は、やはり町民の安心安全の観点から見れば、そこをきちんと対処しなければ得ることはないと思うので、このことについては、今後も要望していきたい。

**問** 前に行われた、国直轄除染に不満を持っている方々がいる現状において事後モニタリング以降に行われるフォローアップ除染についての方向付けは出来たのか。

**答** (町長) 現在各家庭に、事後モニタリング調査結果のまとまったものから順次、フォローアップ除染計画書を送付させて頂いている。今年度は1,000~1,500世帯が対象とのこと、除染の際はぜひ立会いをし、十分な説明を受けて頂きたい。

また、この除染は今年度が初年度と町は考えており、来年度以降も事後モニタリング調査に基づき、適切な対応が行われるよう引き続き国へ求めていく。

**問** 環境省の説明によれば、20 msv/Yまで帰町に差し支えないとの話しだが、帰町に際しては、限りなく1 msv/Yまで追加被曝線量を下げる方向性を示すべきと思うが、町の考えは。

**答** (町長) 帰町に際しては、空間線量率を年間追加被曝線量1 msvまで低減させる取り組

みを、今後も引き続き国へ求めてゆく。

1 msvまで低減させる方法としては、これから行われるフォローアップ除染が当面の手法となり、きめ細やかで効果的な除染が行われることと最終的には震災前の環境を取り戻すまで、国へ適切な対応を求めていく。

**問** 被災者向けの災害公営住宅について、コンパクトタウンで計画されているものとその他に南小北側、シウ神山に予定されていたが、その計画は予定どおり進められるか。

**答** (町長) 津波被災者向けの災害公営住宅は3月に実施した再度の意向調査に基づき、町内3カ所に32戸整備を計画し、その内の南小北側について測量調査設計、移転希望者への意向再確認の上、配置及び建築の規模を決定し、建築設計を進める。

その後、敷地造成、建築工事を経て平成27年度中の入居を目指す。

また、コンパクトタウン計画で建設するもの及びシウ神山に予定しているものについては、現在、敷地造成測量調査設計を実施し、設計条件の整理を行い、早期の事業推進に努める。

一方、地震での住居滅失による災害公営住宅については、意向調査の結果を踏まえた災害公営住宅整備計画書に基づき、コンパクトタウン内に135戸の整備を計画し、28年度内の完了を目指し、進めていく。





## ◆ 営農再開の為の除染について

**問** 農業用のため池の除染は、どうなっているのか。

**答** (町長) 国によるため池湖底の放射性物質汚染土壌濃度調査の結果、最大で2万4,800Bq/kg程度の汚染が確認され不安材料の一つとなっている。

対策として放射性物質モニタリングや放射性物質拡散防止技術の確立を図るため県によるため池等汚染拡散防止対策実証事業を実施予定。町内の上繁第一、焼野、後沢ため池の3カ所が実証事業の対象となっており、実証事業結果に基づき、ため池の汚染物除去が実施されるものと認識している。

**問** 用水路の除染は、どうなっているのか。

**答** (町長) 一部用水路の除染はされているが、主要幹線用水路については土地改良区と環境省で協議中。

環境省からは800cpmを超える場合は除染を実施し、これ以下は除染を実施しないとのこ

とであった。

しかし、本町は第一原発より20km圏内であり全地区、全路線の用水路等の除染を引き続き強く要望していきたい。

**問** 農業施設の除染は避けて通れない、計画では営農再開が27年度となっているが、かなり無理があるのではないかと。ロードマップなどをしっかり整備しすすめるべきでは。

**答** (産業振興課長) 現在、農業委員会や土地改良区、復興組合などで組織されている地域の再生協議会の中で27年度の営農関係について協議中であり、最終的には2～3月ごろに判断をしたいということで進んでいる。

**問** 営農再開する場合、営農賠償との絡みはどうなるのか。作付した場合、賠償より差し引く可能性があるように聞かされた。

**答** (生活支援課長) 農業賠償は現在包括で5年間、通算で6年間の農業の営業の賠償は続いており、作付で賠償が差し引かれる部分については今後確認していく。

## ◆ 除染及びフォローアップ除染について

**問** 平成24、25年度の実施状況。

**答** (町長) 24年度より実施してきた第1回目の国直轄除染が終了後、26年度より事後モニタリングを実施。この結果をもとに、町が実施したガンマカメラや独自調査結果も踏まえ、空間

線量に影響を与えているような箇所を対象に個別に必要なフォローアップの除染を実施するとしている。

現在、順次フォローアップ除染計画書を送付、今年度は約1,000世帯から1,500世帯が対象となる予定。

来年度以降も事後モニタリング調査に基づき適切な対応が行われるよう、引き続き国へ求めてまいりたい。

**問** 平成24、25年度のガンマカメラによる放射線測定の実施結果はどうなっているのか。

**答** (町長) 平成25年度に実施した件数は、平成24年度に除染を実施した対象件数の1,250件に対し、1,094件を実施。平成26年度実施予定の件数は1,300件を予定、12月上旬より測定に着手している。

測定の結果、定点以外にも比較的線量が高い箇所が発見された場合もあり、環境省にも情報を提供し、今後のフォローアップ除染箇所の追加等について、要望してまいりたい。

## ◆ 防火用水について

**問** 防火用水は、除染したのか。

**答** (町長) 対象となる87カ所の防火水槽の調査を実施し、上部が開放されている防火水槽3カ所、地下式11カ所の計14カ所の防火水槽が除染対象となっており、27年2月から除染に着手し今年度内に完了する予定。



## ◆帰町に向けた取り組みの現状について

町は条件が整えば平成27年春以降、避難指示解除準備区域を解除し、町へ戻ることをめざし様々な復興への取り組みを行っているが、これらの現状について以下の質問をしたい。

**問** 家屋解体により、今後、膨大な解体廃棄物が発生する。また、除染廃棄物の減容化のため早急に焼却施設を建設する必要がある。波倉地区に計画された、焼却施設の見通しは。

**答** (町長) 26年4月環境省よりセメント固形化施設及び仮設焼却炉整備計画の説明会が全町民に対し開催され、町民の方々からの意見等に対する回答を踏まえ、今後の対応を検討していると聞いている。

本町の仮設焼却炉も速やかな設置のため、国に申し入れをしていく。

**問** 今後焼却施設の建設が行われ稼働するまでにはどのくらいの時間が要するのか。

**答** (放射線対策課長) 整備に1年半、処理に2年半、従前地に戻すまでが1年ということで、計5年かかる見通し。

**問** 他町など焼却施設を共同で使用することは出来なかったのか。

**答** (放射線対策課長) 広域的な処理に関し住民感情等から受け入れが困難であったため国において各町での処分という方針を定め、全体の廃棄物処理の議論の中で檜葉町だけが独自に進むわけにはいかない状況がある。

**問** 焼却施設について国主動となると思うが町の役割は。

**答** (放射線対策課長) 国と地権者の交渉の際する仲立ち等、できる限りの協力をし速やかな整備について進めてまいりたい。

**問** 国の除染の目安は、年間20mSvを超えないこととしているが、長期目標値年間1mSvを上回っていけば、多くの町民は放射線への不安から、帰町に結びつかないと思われる。1mSvの堅持を、帰町判断のひとつの要因と考えているのか。

**答** (町長) 空間線量率を年間追加被曝線量1mSvまで低減させる取り組みを今後も引き続き国へ求めてまいりたい。

**問** 科学的根拠に基づかない、やみくもな除染を続けていけば、いずれ県外の納税者の理解を失って福島は孤立してしまう、より信頼性の高い実測データを

遵守すべきではないか。

**答** (町長) 線量の見方、考え方についてこれまで議論が重ねられてきた。1mSvについて、政治的な判断であり、疫学的な根拠はないものとも思えるが、町としてはその立場にない。やはり国の責任においてしっかり示すべきものとする。

**問** 木戸ダム浚渫を実施しなければ、町に戻って安心して飲料できないと木戸ダム浚渫を帰町の条件としている町民も多くいるが、水の安全・安心をどのように図っていくのか。

**答** (町長) 町としても一貫して木戸ダム湖底の汚泥除去を国へ要望してきたが、明確な方向性は示されていないのが現状。

引き続き国へ強く申し入れていくとともに町民の水や放射線等に対する不安の解消に努めていく。

**問** 帰町までに木戸ダムの浚渫は出来る見込みはあるのか。

**答** (放射線対策課長) 国へ要望しているが、なかなか具体的な方向性が見えてこない。今の段階では時期等について、見通しできないような状況。

**意見** 木戸ダムの除染・1mSvの考え方等、復興するため何が必要なのか、町民のどのような協力を得るのかということを経験的な角度から考えて復興の一助にしたい。





### ◆町民の安全安心の生活環境について

**問** 現在及び帰町後の防犯・防災対策などを伺いたい。

**答** (町長) 現在、特別警戒隊や警察・消防・除染事業者等によるパトロールを実施。次年度には防犯カメラ設置や防犯灯のLED交換等を予定。

また、防災計画の修正や計画に基づく各種マニュアルを整備、広域避難計画暫定版の策定を図るなど防災体制の強化に努めていく。

**問** 仮設住宅の防犯について、防犯カメラの増設が必要と思われるが。

**答** (生活支援課長) 防犯カメラ増設については、県より予算上難しいとの回答であったため、所管の警察署に要請しパトロール強化を行っている。

**問** 町内の作業員宿舍設置に伴い、治安など帰町に対する不安の声が上がっているが。

**答** (環境防災課長) 設置した企業について、警察・消防と連絡を取り合いながら防犯を進めているところ。

(新産業創造室) 町と企業間で誓約書を締結し作業員の生活

指導等を厳しく行うこととしている。

**問** 町内廃棄物仮置場は帰町前に撤去されるのが良いと思うが、今後の対策は。

**答** (町長) 仮置場が町民の不安要因となっていることは十分認識しているが、中間貯蔵施設については、連絡協議会が組織されたところであり、安全性や効率性、道路状況等を検証しながら進められるものと考えている。撤去までの期間、帰町の妨げとならないよう国へ引き続き強く申し入れていく。

**問** 仮設焼却施設設置は国主導となるが町としての対応等を伺いたい。

**答** (放射線対策課長) 居住する方々にもっと理解いただけるよう、町も住民の方々と国との連絡調整含めしっかり対応してまいりたい。

**問** 不法投棄(波倉)の現在の状況は、どのようになっているのか、伺いたい。

**答** (町長) 福島県相双地方振興局が現地調査を行うとともに、法令に基づく報告を文書で求めるなど、原状回復に向けた対応を継続的に行っている。町としては不法投棄監視員や特別警戒隊による巡回の強化を図っている。

**問** 修繕等により発生した廃棄物の処分方法について伺いたい。

**答** (建設課長) 修繕等により発生した廃棄物は法律に基づき事業者が処分することとなっているが、廃棄物を処分業者に持ち込む際の枠組みが出来ていないため、今後、住宅再建マッチ

ングサポート制度等を早々に策定したいと考えている。

**問** 町の自営業は、人が戻らなければ成り立たない。町の支援策を伺いたい。

**答** (町長) これまで国の補助金を活用した支援行ってきた。今後、帰町に向け事業再開を促める自営業者等への支援策を国や県に引き続き要望するとともに、町独自の支援策を検討したい。

**問** 営農の再開について、風評被害の影響が予想されるが、町の支援策を伺いたい。

**答** (町長) 福島第一原発から20km圏内という不利な条件下においても農業が魅力ある産業となるよう、国・県等関係機関と一体となり必要な対策を検討していく。

### ◆津波被災者の救済について

**問** 津波被災者救済措置について伺いたい。

**答** (町長) 住宅団地・災害公営住宅の整備、家賃低廉化処置、住宅・用地取得融資の借入金利子相当額の助成、引越費用の助成等を行っている。

**問** 家屋が流され、家屋の賠償が無くまた、借入金利子相当額の助成制度の対象とならない方などが新たに住居を確保するため経済的に困窮している方もいる。見舞金などについて検討しているのか伺いたい。

**答** (生活支援課長) 現在、情報収集を行っており、各町村の状況などを比較しながら、対応していきたいと考えている。

### 【平成26年度一般会計補正予算（第4号）】

予算総額に歳入歳出それぞれ2,318万1千円を追加し、歳入歳出予算総額128億1,508万1千円とする。【全員賛成：可決】

＜補正の主な事業：町営住宅災害復旧工事実施設計業務委託＞

### 【平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）】

予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,500万円を追加し、歳入歳出予算総額8億2,700万円とする。

【全員賛成：可決】

＜補正の主な事業：東日本大震災災害復旧工事、ほか＞

### 工事請負契約の締結

榎葉南小学校空調設備工事【全員賛成：可決】

- ◆契約相手 三共設備(株)
- ◆契約金額 6,480万円

南山田浜地区災害復旧工事【全員賛成：可決】

- ◆契約相手 (株)五大
- ◆契約金額 1億2,096万円

サイクリングターミナル・しおかぜ荘等災害復旧工事【全員賛成：可決】

- ◆契約相手 (合)諸橋建設工業
- ◆契約金額 5億6,700万円





平成26年11月に実施しました『議会と住民との懇談会』において、皆さまからいただいた、ご意見やご要望を基に要望事項などを取りまとめ、国並びに町及び東京電力㈱に対し、要望活動を行いました。

## 要望活動

### 《国へ要望書を提出》

平成27年1月15日・16日の両日、国の関係省庁等におもむき、要望書を提出いたしました。

提出先及び要望の内容については、以下のとおりです。

#### 【提出先】

復興庁／環境省／経済産業省／文部科学省  
自民党東日本大震災復興加速化本部  
吉野正芳衆議院議員／岩城光英参議院議員  
森まさこ参議院議員



復興庁への要望活動

### 《 要 望 の 趣 旨 》

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故災害による避難生活も5年目を迎えようとしている。

町民は、ふるさとを離れ依然として厳しい生活を余儀なくされ、長期間放置した住宅環境の劣化は著しく、汚損した住宅の修繕・新築も始まったが、資材調達、建築業者手配等もあり完了までに最低でも3年以上の時間を要する。

今後、帰町、移住の選択を含め、町民は安心して暮らせる生活再建への道筋も見通せず心労は究極の状況下にある。

町では復興計画（第二次）に基づき、昨年5月下旬、準備が整えばという条件付きではある

が、帰町時期として早ければ今年の春以降の帰町を目指している。

しかし帰町の時期は、福島第一原子力発電所の事故収束はじめ廃炉に向けた中長期ロードマップの順守、万全な汚染水対策、元の生活機能の回復状況等、総合的に検討しながらの帰町時期判断の見極めが求められる。

さらに、帰町に最も重要な飲料水源はじめ除染効果に疑問を抱く町民も数多く、特に若い世代は帰町に否定的な傾向にある。よって下記のとおり要望する。

### 《 要 望 事 項 》

- 1 福島第一原子力発電所の迅速なる完全収束と抜本的な汚染水対策を講ずること。
- 2 木戸ダムは重要な水源であることから、帰町までにダム湖底の浚渫並びに森林除染の徹底を図ること。
- 3 安全な年間追加被曝線量値を科学的根拠に基づき示し、追加被曝線量を1 mSv/年間が達成するよう徹底して追加除染を行うこと。
- 4 帰町まで町内仮置場の除染廃棄物は安全かつ早期に移送を完了させること。
- 5 指定廃棄物の最終処分場については、地元住民の意見を聞き、慎重に対応すること。
- 6 避難指示解除後の精神的賠償の「相当期間」は解除後、住宅修繕・新築等を考慮して最低限でも3年以上は継続すること。
- 7 営農再開後の風評被害等による賠償及び支援対策を講ずること。
- 8 農地を他の用途に変更する場合、農業振興地域における手続の緩和措置を講ずること
- 9 福島第二原発の潜在的リスクを考慮し、国は東電に対し早急に廃炉決定に向けた行政指導を行うこと。
- 10 税の減免措置並びに医療費・高速道路の無料化等の支援の継続をすること。
- 11 町の復興関連事業への支援充実と十分なる予算措置を講ずること。



環境省への要望活動



経済産業省への要望活動

## 《東京電力㈱へ要望書を提出》

平成27年1月16日、東京電力株式会社に対し、要望書を提出いたしました。

要望事項については、以下のとおりです。

なお、要望の主旨については、国の要望内容と同様となっています。

### 《 要 望 事 項 》

- 1 福島第一原発の迅速なる完全収束と抜本的な汚染水対策を講ずること。
- 2 避難指示解除後の精神的賠償の「相当期間」は解除後、住宅修繕・新築等を考慮して最低限でも3年以上は継続すること。
- 3 営農再開後の風評被害等による賠償及び支援対策を講ずること。
- 4 福島第二原発の潜在的リスクを考慮し、早急に廃炉決定を行うこと。
- 5 当町の復興関連事業への支援と地元雇用を含めた地域振興策を早急に講ずること。



東京電力㈱への要望活動

## 《町へ提言書を提出》

提言書は平成26年12月19日に議長並びに副議長及び各常任委員長が議会を代表し、町長へ直接手渡されました。提言の内容は以下のとおりです。

### 《 提 言 の 趣 旨 》

政府の避難指示に基づく避難生活も間もなく4年目となり、町民はこの長期の厳しい生活のなか、雨漏り、ネズミ、野生動物等に汚損された自宅の修復もままならず、今後の生活再建の道筋も見えず心労は究極の状況下にある。

町では復興計画（第二次）に基づき、平成26年5月下旬、準備が整えばという条件付きではあるが、早ければ今年の春以降の帰町を目指している。

しかし、帰町に疑問を抱く町民も数多く、特に若い世代は帰町に否定的な傾向にある。

全町民避難という町政史上始まって以来のこの重要な時期にあたり、楢葉町議会として町民の意見や要望を下記のとおりまとめたので、早急に検討し、帰町時期判断と町復興計画に反映することを求めるものとする。



## 《 提 言 事 項 》

### ◆除染に関する事項

- ①木戸ダム湖底の除染（汚泥の引き抜き）をすること
- ②年間1 mSvを目指し、きめ細やかな除染の実践を促進すること
- ③農業用ため池、農業用水路の除染をすること
- ④屋内の除染の実施とモニタリングの強化を図ること
- ⑤科学的根拠に基づくフォローアップ除染基準の公表を要望すること
- ⑥山林の除染を国に要望すること

### ◆帰町時期に関する事項

- ①原発の安全性が担保されていること
- ②町民の安全・安心が担保されての帰町とすること
- ③仮置場内の放射性物質の汚染土壌の搬出後に帰町すること
- ④帰町時期は町民が納得した上での判断とすること

### ◆賠償に関する事項

- ①財物賠償等の完全賠償を目指すこと
- ②精神的賠償の「相当期間」を解除後、最低でも3年程度延長すること

### ◆仮設住宅に関する事項

- ①住民の生活環境の整備及び住み良い環境の維持管理に努めること

### ◆雇用に関する事項

- ①特に若者の雇用環境の場を確保し、帰町の促進を図ること

### ◆安全安心に関する事項

- ①飲料水供給の既存浄水施設に放射性物質除去装置の設置をすること
- ②生活用水の取水停止時の対応策を検討すること
- ③医療（被曝診療、歯科、眼科）の充実と早急に地元再開を行うこと
- ④福祉や介護サービス（リリー園、ときわ園）の地元再開を行うこと
- ⑤防犯カメラの設置をすること
- ⑥定期的な放射線測定結果による分布図の公表をすること
- ⑦高線量の屋敷防風林（イグネ）の対応策を講ずること
- ⑧防波堤の迅速な復旧をすること
- ⑨指定廃棄物の最終処分場については、安全協定外であるため、地元住民の意見を聞き、慎重に対応すること

### ◆営農に関する事項

- ①水田や畑の具体的な再開方針の公表をすること
- ②除染等の廃棄物の仮置場の農地回復の行程表を公表すること
- ③鳥獣の被害防止対策を講ずること

### ◆学校再開に関する事項

- ①学校の運営方針等の早期公表をすること
- ②就学支援事業を継続すること
- ③要介護支援児等に対する通学支援の検討をすること

### ◆その他

- ①農地を他の用途に変更する場合、農業振興地域における手続の緩和措置を講ずるよう要望すること



町長へ提言書を手渡しました。



提言内容を説明

**小山浄水場が供給する水道水の現状と安心に向けた取組**  
【説明：福島復興局（復興庁）】

《開会日：平成26年12月12日》

◆小山浄水場の状況

取水堰から配水までの間、導水ポンプ場や着水井・急速攪拌池、中間塩素混和池、ろ過池、浄水井の全5か所で濁度モニタリングを実施。うち導水ポンプ場と浄水井において原水及び浄水の放射性物質モニタリングを実施。

◆木戸ダム～取水堰までの状況

- ・木戸ダム放射性物質測定一底質290～18,700Bq/kg（H23.9～H26.10 計25回）
- ・取水堰放射性物質測定一底質は58～970Bq/kg（H23.9～H26.8 計19回）

◆水道水の安心に向けた取り組み

現在、飲み水として安全に使用できることが確認されている状況であることを踏まえ、安心に向けた取り組みを行っていく。

- ▽24時間モニタリング機器の導入（1時間ごとに定量測定）。
- ▽浄水場、木戸ダムでの放射性物質モニタリングの強化（測定個所の増加：16箇所）。
- ▽関係機関が保有する情報の集約と第三者委員会における検証
- ▽放射性物質測定結果のプッシュ配信（タブレットや広報などによる情報の発信）。
- ▽リスクコミュニケーション（現地見学会等）
- ▽相談員の配置、ダム底質の取扱いも含め不安解消のための検討、更なる浄水設備の有用性を検討。

◆楡葉町内給水区域

《木戸川（小山浄水場）》  
道の駅、楡葉南工業団地、Jヴィレッジ、山田岡・山田浜の一部のエリア

《中川原水源・寺下水源》  
山田岡、山田浜の一部を除く南北全エリア

◆質 疑

Q. 木戸ダムの底質浚渫は実施するのか。

A. 手法を検討中だが困難な状況、浚渫がベストかも含め検討していくとともに、地道な説明も進めていく。

意見：ダム湖底の浚渫又はそれに代わるアクションが無ければ不安を取り除くことはできない。

Q. 町政懇談会などにも積極的に出席し住民の声を聞き説明などを行うべき。

A. 積極的に対応していきたい。

Q. 測定結果がなぜ下がったのかなどの検証は行なっているのか。

A. 現在、知見を集約し、検証委員会等の評価も踏まえ考えていきたい。



福島復興局から説明

**除染の効果及びフォローアップの状況【説明：環境再生事務所（環境省）】**

◆事後モニタリング時の低減率（平成26年11月測定時点：高さ1m）

対 象	除染前から低減率	測定時の平均空間線量率
【宅 地】	59%減	0.31 μSv/h
【農 地】	52%減	0.41 μSv/h
【森 林】	44%減	0.68 μSv/h





福島復興局から説明

今回、行政区別の空間線量率平均が高いところは上繁岡（ $0.50\mu\text{Sv/h}$ ）及び松館・旭ヶ丘（ $0.48\mu\text{Sv/h}$ ）、低いところは下小埜（ $0.20\mu\text{Sv/h}$ ）及び山田岡（ $0.22\mu\text{Sv/h}$ ）という結果。なお、各地権者への事後モニタリング結果は順次送付を行っている。

#### ◆フォローアップ除染の状況

除染効果が維持されていない個所（主に雨どい出口やひび割れ斜面法尻、再度上昇があった個所など）を除染。

現在、調査済件数450件中、結果取りまとめ中が402件、同意調整中が46件、実施済が2件となっている。楡葉町全体としてフォローアップ除染調査対象推計がおおよそ1,500件程度と予想される。

#### ◆中間貯蔵施設への輸送

平成26年11月14日基本計画を決定。実施に向け、輸送実施計画、道路交通対策などの措置すべき事項を定めた。

本格輸送前に試験輸送を行い、安全面や交通、問題点抽出などの検証を行う（輸送量としては、各町村から1,000 $\text{m}^3$ 程度を想定）。

#### ◆質疑

Q. 除染完了の目標数値を示すべき。

A. 一概に数値ではなく、個々の状況にあわせ対応し、処理後再度の上昇がみられなければ完了としたい。

Q. 年間1 mSvを目指し除染を実施する上で具体的に何年までに目標を達成するという計画を示すべき。

A. 計画を策定すべきと考えているが、現段階では十分な知見の集積がないため困難。

Q. 中間貯蔵施設への搬出は何時になるのか。

A. 国としては27年1月搬入を目途に最大限努力する。また、全てを1月に搬出できる訳ではないので順次搬出となる。

Q. 1月には施設は完成しないのでは。

A. 手始めに保管場としての集積場所を設け搬入する計画。

Q. 搬出の際の車両は。

A. 10 tトラックで遮蔽したものを使用する。

## 楡葉町における仮設焼却施設の設置【説明：環境再生事務所（環境省）】

#### ◆仮設焼却施設の概要

楡葉町において、可燃廃棄物について、災害（家屋解体や津波等）で約45,000 t・除染で約90,000 t、計約135,000 tほど発生する見込み。

これを焼却することにより7分の1程度まで減容化する。

▽候補地：楡葉町大字波倉地区／面積 約5ヘクタール

▽対象：楡葉町で発生した可燃性廃棄物とし、1日当たり200 t程度処理できる規模の施設を設置する計画。

▽設置施設：焼却炉、処理ヤード、一時保管施設、管理棟など

▽期間：用地交渉、設置、処理、解体撤去まで約5年間を想定。

▽安全対策：放射線対策、排水対策、排ガス対策、保管対策など

#### ◆質疑

Q. 焼却施設を分散するのは無駄ではないか。

A. 各自治体で処理することで効率的且つ早急に減容することができるのと同時に、各自治体における事象も勘案した実情がある。

Q. 以前説明のあった固型化施設について、その後の経過は。

A. 県・富岡町・楡葉町と協議中。説明できる段階で改めて説明したい。

Q. 作業時間や交通量は。

A. 焼却炉は24時間稼働となるが、休祝日の搬入は行わず、貯留物の焼却を行う。交通量は10 tトラックで約20~30台／1日を想定。

Q. 用地交渉の状況。

A. これから住民説明等を経てから実施していく考え。

## 総務環境常任委員会

### ◆津波被災地区の復旧復興事業に関する調査

【調査日：平成26年10月30日】

町の将来にわたる防災に関わる重要な事業で津波被災地区の復旧復興事業について、福島県富岡土木事務所及び福島県相双農林事務所の説明により現地において調査を行ないました。

調査において、津波対策として、先ず標高8.7mほどの勾配のゆるい防潮堤を設置、次に概ね200m程度の林帯幅の防災林を設置、これに県道広野・小高線の道路高を7.28mとして、堤防の役割を持たせ多重防御の一役とすることで、今回のような10mを超えるような津波に対しても、二重三重の防御により被害を最小限に抑える計画であることが説明されました。

事業は前原・山田浜・井出地区・県道広野・小高線については平成28年度の完成を予定、波倉地区については平成29年度完成予定となっています。

調査の結果、護岸対策として離岸堤の設置やサケなどの漁場の確保、才連川や山田川等の支川対策、堤防内側の排水など概ね地域環境を踏まえ計画が検討されたことが確認されました。



現地にて確認

また、県道の法線の変更や多重防防御による津波被害軽減措置など今回のような大規模な津波災害についても考慮し、計画が策定されていることが確認されました。

しかし、事業に使用する土量の確保が充分でないことや津波に強い防災林の樹種の選定、事故防止のため堤防上道路の敷居設置など更に検討すべき点も認められました。

この事業は将来にわたり町の防災を確保するとともに、町民の生命及び地域文化にもかかわる重要な事業であるため、従前の地域環境等を詳しく調査の上、地域の希望に即した、柔軟かつ慎重な事業の推進が求められるものと思料されました。



県による説明

## 経済福祉常任委員会

### ◆中学校建設に関する進捗状況

【調査日：平成26年10月16日】

柵葉町復興計画〈第二次〉において、学校再開を平成27年春としていることに伴い、建設が進められている中学校校舎の進捗状況等について、調査を実施しました。

校舎は現在、改築工事（Ⅲ期）を施行中であり、平成27年2月中の竣工予定にむけ作業が行われていました。平成26年9月末時点での進捗率は55%、今後、天井、壁内装、配線配管、体育館棟のカーテンボックス、胴縁、木工事、多目的ホール配管等の作業を実施するとの予定とのことでした。概ね適正に管理されていることが確認されました。

校庭は新校舎の南側に200mトラック、旧校舎跡地にグラウンドの整備を計画、27年度中の完成を予定しているとのことでした。



校舎内を視察



調査の結果、校庭の整備が27年度となることやプールの方針が未定となっていることなど、平成27年春の学校再開までに十分な就学環境が整うのは、困難であることが感じられました。また、生徒や保護者に安心を与えるための対策なども必要ではないかと思料されました。

就学環境の整備は、若い世代の方々はもとより双葉郡内に居住を考える方々に対する受け皿としても重要な要件であり整備にあっては十分に配慮し、将来的により多くの就学者が望めるよう努めるべきであるとの結論となりました。

#### 《施設概要》

規模としては、双葉郡内の避難者の方々の受け皿として、将来の生徒数増加も見据え計画。

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建て。
- ・ 校舎棟 1階 2,722.74㎡ 職員室、図書室、理科室、美術室、技術室、調理室、被服室、パソコン室など。  
2階 1,897.73㎡ 3学年各3教室（計9教室）に学習室や特別支援室、多目的ルームなど。
- ・ 給食室 1階 205.35㎡ 給食室、多目的ホール（食堂等）、音楽室など。
- ・ 体育館 1階 1,271.84㎡ アリーナ、ステージ、器具・部活倉庫、更衣室など。  
2階 272.60㎡ 卓球場、部活倉庫。
- ・ 武道館 既存の施設を使用、従来より耐震構造となっている。復旧工事は完了。
- ・ プール 現在、方針を検討中（屋内・屋外なども含め）。



体育館内を視察

## 原子力発電所安全対策常任委員会

### ◆福島第一・第二原子力発電所の取り組み状況



東京電力による説明

#### 【調査日：平成26年10月23日】

福島第一原子力発電所の廃止・汚染水対策並びに第二原子力発電所の進捗等について調査を行いました。

第一原発は前回の調査以降、廃止対策について4号機の使用済燃料の共用プールへの移動が完了し、他の建屋についても29年度を目途に燃料取出し作業に取り掛かれるよう作業を進めているとのことでした。

また、モニタリングポスト等を増設するなど、放射性濃度監視体制の強化を図っているとのことでした。

汚染水対策については、前回同様「汚染源を取り除く」「汚染源に水を近づけない」「汚染水を漏らさない」ための各種対策を講じており、27年度中には成果を上げるべく進めているとのことでした。

第二原発については、1～4号の全機について、冷温停止維持に必要な本設復旧が完了。使用済み燃料のプールへの移動について、3号機以外の各号機は移動が完了し、3号機についても今年度中には完了の見込みとのことでした。

この調査から、第一原発については、4号機の廃炉措置には幾分進捗が見られましたが、他の建屋には前回調査から主だった成果は見られませんでした。また、汚染水に関しても、根本となる汚染水の発生防止対策には大幅な成果は見られませんでした。

第二原発については、引き続き安定状態の維持に努めることはもとより、廃止も含め今後の方針が示されるべきであると思料されました。

この様なことから、本件については引き続き、慎重な調査が必要であることを改めて認識する結果となりました。



# 町民と議会との懇談会を開催しました

平成26年11月に県内外の20会場、12日間にわたり、議会と住民との懇談会を開催し、延べ約400名もの方々にご参加いただき、多くのご意見ご要望等をいただきました。

この懇談会でいただいたご要望などをもとに、国・町・東京電力㈱への要望活動を実施いたしました【関連記事12～14ページ】。いただいたご意見ご要望は、今後の議会活動に活かして参ります。



高久第5仮設



高久第10仮設



高久第6仮設



高久第8仮設



内郷白水仮設



高久第9仮設



上荒川仮設



四倉細谷仮設



作町一丁目仮設



常磐銭田仮設



谷川瀬分室



相子島仮設



林城八反田仮設



東京会場



宮里仮設（会津）